

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年1月1日まで、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年1月1日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から22年12月31日まで

申立期間について、ねんきん特別便に厚生年金保険の加入記録が無いため、社会保険事務所に照会したところ、申立期間についてA事業所の厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間について同僚2人の厚生年金保険の加入記録があり、当時の経理担当者の厚生年金保険に加入していたことを認める証明があるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、申立人の提出した写真及び記録書類から、申立人が申立期間にA事業所B工場に在籍していたことは認められる。

また、C県厚生部が保管する身上申告書により、申立人が昭和19年1月10日、陸軍に召集により入隊し、22年11月14日に復員したことが確認できる。さらに、社会保険事務所が管理する厚生年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和19年6月1日の資格取得年月日で厚生年金保険記号番号を払い出されたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険加入記録は確認することができないが、申立人と同様に兵役に就いていた同僚には申立期間に係る被保険者記録が確認できる。

また、当該期間は召集されていた期間であるため、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険

者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、同条の期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

さらに、社会保険事務所において、当該事業所に係る被保険者名簿は保管されていないが、これは戦災による焼失が原因であると考えられる。

他方、申立期間のうち昭和17年6月1日から19年10月1日までの期間については、当時の労働者年金においては、男子筋肉労働者を被保険者としていたところ、申立人は「事務職員として勤務していた。」と述べている。

また、申立期間のうち昭和20年1月1日から22年12月31日までの期間については、申立事業所の事務員が、「A事業所B工場はD事業所に売却し、出資者に高額の配当金を支払い清算処理した。」と証言しているところ、申立人の同僚で兵役にあった者が昭和20年1月1日に厚生年金保険の資格を喪失していることなどから、申立人を同年1月以降、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年1月1日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年12月6日法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年10月から10年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年4月1日まで
社会保険事務所の職員が訪ねてきたとき、初めてA事業所で標準報酬月額が改ざんされていることを知った。社会保険の事務や経理には関与していないため、同事業所が届け出ている当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年10月から10年3月までは36万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年7月31日）の後の同年9月7日付けで、8年10月から10年3月までの標準報酬月額が15万円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

また、A事業所の登記簿謄本により、申立人は役員でないことが確認でき、申立期間当時の代表取締役は、「申立人は現場の業務を担当し、社会保険事務及び経理事務には関与していなかった。」と証言している。

さらに、複数の同僚は、「申立期間当時、申立人は工場長の立場であり、現場の担当者だった。」「社会保険事務に関しては、社長の妻が行っていたと思うので、申立人は、社会保険事務に関与していないと思う。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年10月から10年3月までは36万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年6月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、従前まで59万円だった標準報酬月額が30万円に引き下げられていた。

少し経営が苦しくなった時期なので、報酬を下げた覚えはあるが、30万円までは下げていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年1月から10年5月まで59万円と記録されていたが、A事業所が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月1日以降の同年同月30日付けで、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が59万円から30万円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

また、A事業所の登記簿謄本により、申立人は平成10年6月15日に代表取締役を辞任している上、社会保険庁の記録から、同年同月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、後任の代表取締役は、「社会保険事務所徴収課の担当者と滞納社会保険料の処理について何度も協議をした上で清算した。」と話しており、「申立人に、処理方法についての相談及び処理結果についての報告はしていない。」としている。

加えて、当時の従業員は、「申立人は、代表取締役を辞任してからは、A事業所に来社したことはない。」と証言していることから、申立人が自らの厚生年金保険の標準報酬月額の減額処理に関与したとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年1月から6年6月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年7月21日まで

社会保険事務所の職員が訪ねてきたとき、初めて標準報酬月額が改ざんされていることを知った。A事業所の取締役であったが、社会保険の事務や経理には関与していないため、同事業所が届け出ている当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年1月から6年6月までは50万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年7月21日）の後の同年8月30日付けで、5年1月から6年6月までの標準報酬月額が15万円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

また、商業登記簿では、申立人は申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、複数の同僚及びA事業所を担当していた社会保険労務士は、「申立人は現場作業の責任者であり、社会保険事務には関与しておらず、同業務は代表取締役が行っていた。会社の印鑑は、代表取締役自らが管理していた。」と証言している上、申立人は申立期間当時、当該事業所において雇用保険に加入していたことが確認できることから、社会保険事務に関する権限を有しておらず、標準報酬月額の訂正には関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年1月から6年6月までは50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年7月までの期間及び45年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年2月から43年7月まで
②昭和45年4月

申立期間①について、会社退職後、妻が私の国民年金の加入手続を市役所ですて、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間②について、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和42年1月まで厚生年金保険被保険者であり、会社退職後に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年8月6日に払い出されており、それ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間後の43年8月から44年7月までの国民年金保険料を43年8月6日に前納していることから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測される。

また、申立期間①当時、申立人の妻は厚生年金保険に加入しており、申立人は任意加入対象者となるため、加入手続を行った時点からさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間であることから、制度上、申立期間①の国民年金保険料は納付できなかったと考えられる。

さらに、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の妻からも当時の状況を確認できない上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

2 申立期間②について、申立人は、この直前の昭和44年8月から45年3月までの保険料を44年4月11日に一括納付しているが、この2か月後である同年6月に、申立人は、厚生年金保険に加入し、同年6月12日付けで国民年金被保険者資格の喪失処理がされていたことが確認できる。以上のことから、同年6月以降は納付書が届いていたとは考え難く、45年3月後の期間を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は昭和46年12月1日を資格取得日として、国民年金に再加入し、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日欄にも同日の記載があり、申立期間②は未加入期間となり遡及納付もできない。

加えて、申立人は、申立期間②に係る保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとするその妻からの証言が得られない上、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

申立期間当時の保険料は1か月6,000円ぐらいだったと記憶しており、自分で銀行に国民年金保険料を納めに行っていたので、未納とされていることに納得がいかない。

また、昭和59年5月に資格喪失しているとのことだが、任意加入を辞める手続を行った記憶も無いので、何か行政上の手違いがあったのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、継続して国民年金保険料を納付しており、国民年金被保険者資格を喪失する手続を行った記憶は無いと主張しているが、市の被保険者名簿を見ると、昭和59年5月16日に資格喪失の届出を行い、翌17日付けで資格喪失処理がされており、申立期間のうち、58年4月から59年4月までは未納期間、同年5月から61年3月までは未加入期間となっており、市の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録に齟齬は無い。

また、申立人は、納付書がくればその都度納付し、過年度納付はしたことはないと主張しているが、同市の被保険者名簿を見ると、申立期間直前の昭和56年度及び57年度の保険料について、一部過年度納付をしており、納付に遅れがみられる。

さらに、申立人は、納付記録に誤りがあったため、昭和59年ごろ市役所に領収書を持参し、記録を訂正してもらった経緯があるとしているが、その領収書は所持しておらず、訂正された期間についても明確に記憶していない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）も無く、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年3月まで

結婚して住所変更した後、国民年金の通知が来て、父親と一緒に市役所へ行き加入手続をした。その時、年金手帳の交付を受け、父親が保険料を納付してくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親と一緒に市役所に行ったものの、国民年金加入手続及び保険料納付については、申立人の父親に任せていて申立人自身は直接関与していないことから、保険料額及び納付場所についての記憶があいまいである上、加入手続及び納付をしたとするその父親からも証言が得られないため、当時の状況は不明である。

また、申立人は結婚した後に国民年金加入手続をしたと主張しているが、申立人が結婚したのは昭和56年11月であり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は同年12月9日であることが確認できる上、この時期には、特例納付は実施されておらず、申立期間の一部は時効により納付できないことから不合理であり、56年4月から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 983

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年1月まで
厚生年金保険に加入していない者は、国民年金に加入しなければならないことを市役所から聞いたので、加入手続をし、保険料は、地区の方が毎月集金に来てくれたので納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続の記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月27日に申立人の元妻と連番で払い出され、申立人及びその元妻は、同年4月から現年度納付を行っており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかなる理由もないことから、このころ国民年金加入手続を行ったと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入後、まとめて保険料を納付したことは無いと述べており、過年度納付や特例納付をした形跡はいかなる理由もない。

さらに、申立期間は未加入期間であり、申立期間以外にも未納期間が複数ある。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成3年5月まで

私は、60歳を過ぎてから65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を銀行の口座振替で納付したと主張しているが、申立人が振替口座であったと主張している口座番号は申立期間のものではなく、平成9年に別の支店で発行された口座番号である。

また、申立人は、申立期間は国民年金に任意加入して保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人から事実確認を聴取している途中で、それは間違いであったと主張が変遷するなど、申立人の任意加入手続及び保険料額についての記憶があいまいである。

さらに、申立人が、仮に60歳到達時の昭和61年6月に任意加入して保険料を納付したとすると、申立人は平成2年3月で老齢基礎年金の加入年数(25年)を満たし、老齢基礎年金を満額受給できることになるため、同年4月から3年5月までは納付する必要が無いことになる。

加えて、申立期間以外にも未納期間がある上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から55年3月まで
農家の跡取りであった私が20歳になった時、父親が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料も両親の分と一緒に農協で納めてくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続と保険料納付を行ったとする申立人の父親の記憶はあいまいであり、詳細は不明である。

また、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、申立期間の保険料納付状況について、昭和56年に一括して進達されていることが確認できることから、それ以前は未加入であったと推測できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年2月に払い出されており、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことから、払出しの時点で申立期間の一部は時効により納付することができず、又特例納付実施期間でもないため、さかのぼって納付できなかったと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 19 日から同年 12 月 15 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細等はないが、A事業所で働いていたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の在籍証明書及び同僚の証言から判断すると、申立人がA事業所に勤務していたことを確認することはできる。

しかし、申立人は、「A事業所に定期作業員として勤務した期間のうち、申立期間だけはBに勤務し、それ以外の期間はすべてCに勤務していた。申立期間についてのみ厚生年金保険の加入記録が無い。」として申し立てているが、申立期間当時、申立人と同じく定期作業員としてBに勤務していたとされる同僚二人についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録を確認することができなかった。このことから、A事業所では、申立期間にBに勤務する定期作業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間にA事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に、当該事業所での厚生年金保険の適用、保険料控除の状況等について照会したが、これを確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所に申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除の状況について照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に係る資料は無いとしており、当時の事務担当者にも連絡が取れず、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和 32 年 11 月 1 日取得）から同番号*番（昭和 34 年 5 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月から31年8月1日まで
A事業所に入社し、年金証書は見せてくれたが、退職時は会社に預けたままになっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者に聴取した結果から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当時の同僚は、申立人のことを覚えてはいたが、勤務期間を特定することはできなかった。

また、A事業所の申立期間当時の役員及び事務担当者は、既に故人又は所在不明であり、さらに、当該事業所が仕事を請け負っていた2社に聴取を行ったものの、いずれも申立人に心当たりはなく、申立人に係る厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について証言を得ることはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和27年9月1日取得）から、同番号*番（昭和31年10月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番はなく、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 3 月 21 日から同年 11 月 6 日まで
②昭和 43 年 4 月 1 日から同年 11 月 6 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

仕事を休職したことや他の職種に就いたことはないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた同僚等の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所に申立人の申立期間における勤務について照会したところ、「当時の資料等は残っていないが、申立人の職種は、厚生年金保険の加入対象としており、申立人が勤務していたとすれば、必ず加入させているはずである。同僚等の証言は真偽が不明であり、申立人は申立期間において勤務していたとは考えられない。」との回答を得た。

また、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録を見ると、A事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる期間については、雇用保険の加入記録も確認できるが、申立期間については、雇用保険の加入記録を確認できない。

さらに、申立人の在籍を証明した同僚等は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間については分からない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 598

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月から 30 年 9 月まで

昭和 27 年 6 月に叔父の紹介で A 事業所に住み込みで就職した。先輩従業員の名前や、取引先の名前も覚えており、A 事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の元事業主の証言から、申立人は A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A 事業所は、昭和 27 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、A 事業所の元事業主より、「A 事業所は厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も存続していたが、会社に社会保険の適用がない時期には、従業員の社会保険料は控除していなかった。」との証言を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 11 年 11 月 28 日まで
社会保険事務所の職員が訪問してきたときに、代表取締役をしていた A 事業所で申立期間に係る標準報酬月額が 20 万円から 9 万 8,000 円に下げられていたことが分かったので、申立期間について、当初、社会保険事務所に届け出していた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所は、社会保険庁の記録によると、平成 11 年 11 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同年 12 月 9 日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、9 年 12 月から 11 年 10 月までの期間について、20 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A 事業所の商業登記簿から、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料を納付することが困難になったとき、社会保険事務所の職員から指導を受け、標準報酬月額をさかのぼって下げること」に同意し、A 事業所の標準報酬月額変更届に自分が押印したと思う。」と述べていることから、A 事業所の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は A 事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 10 年 8 月 3 日まで

申立期間当時、自分が代表取締役をしていたA事業所において、社会保険料を滞納していたため、知り合いの社会保険労務士に相談したところ、社会保険料の滞納額を減らす方法があるということで手続を依頼したが、自分の標準報酬月額を引き下げることになるとは知らず、当該事実を知っていれば依頼はしなかった。当該社会保険労務士からは、当該手続の内容について何も説明が無く、自分は直接関与していないので、標準報酬月額の減額訂正を無効とし、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所は、平成 10 年 8 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年 9 月 2 日付けで申立人の 8 年 5 月から 10 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額を 59 万円から 30 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「知り合いの社会保険労務士から社会保険料の滞納額を減らす方法があると聞き、当該社会保険労務士にその手続をお任せした。当該手続の内容については全く知らなかった。」と主張しているが、申立人は、申立期間当時、A事業所が厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、「会社の印鑑は、自らが管理していた。社会保険料が払えないので、手続をすれば半分でできるという安易な考えで書類にサインをしたと思う。印を押したかどうか覚えていないが、印を押す箇所があれば、押したと思う。」と証言している。

さらに、当時の社会保険労務士を特定することができず、詳細を確認することができないが、仮に社会保険労務士が当該遡^{そきゅう}及訂正の届出を行ったとしても、業務の性質上、このような申立人個人の年金受給権を制限する行為を代表取締役である申立人に何ら相談も無く、独断で行ったとは考え難いと推認せざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額^{せうじゆんぎやう}の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から同年11月26日まで

A事業所の代表取締役として勤務した期間のうち、上記申立期間に係る標準報酬月額が3分の1以下に減額されていることが分かったので、減額前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、社会保険庁のオンライン記録によると、平成5年11月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の6年12月6日付けで5年10月について30万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務を含む経理業務を妻（社会保険に未加入）に担当させていたので、自分は全喪届や月額変更届等に一切関与していない」と主張しているが、「全喪する前月の保険料を納付期日までに払えなくなったとき、社会保険事務所の職員が来訪し、自分の標準報酬月額を減額訂正することを勧められたことがある。」、「妻は、社会保険事務所の担当者が来たとき、詳しい説明も無く書面の内容も解らないまま代表印を押したことがあったと言っている。」とも証言していることから、当該妻がこのような申立人個人の年金受給権を制限する行為を代表取締役である申立人に何らの相談もなく、独断で行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に

については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 8 月 24 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間後に勤務した厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したことを認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和 38 年 4 月 9 日に支給決定された脱退手当金は、脱退手当金支給日前の申立期間である厚生年金保険被保険者期間も基礎として計算され、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然な点は無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号について、申立期間とその後の脱退手当金を受給したとする厚生年金保険被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金支給後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。